

SOFTIC

NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

目 次

1. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2003 申請受付開始..... 1	5. 理事会及び評議員会の開催報告 6
2. SOFTICセミナー開催案内 2	6. 「プログラム開発準備金制度」の廃止について... 6
3. 平成15年度ソフトウェアの知的財産権入門講座 応募受付開始..... 3	7. プログラム著作物登録申請状況 7
4. 平成15年度事業計画及び収支予算..... 4	8. CSDB事業の概況 8
	9. 新規会員紹介 9
	10. 寄稿 10

1. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2003申請受付開始

申請は [<http://www.softic.or.jp/spoty/>] へ

財団法人 ソフトウェア情報センター（理事長：安西邦夫）は平成15年度「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2003」の申請受付を始めました。

対象分野は次のとおりです。

(1) システム分野

〔ネットワーク、グループウェア、データベース、システム開発、システム運用、情報セキュリティ関連、利用者環境支援等〕

(2) ビジネス・アプリケーション分野

〔一般ビジネス業務（行政含む）の計画・管理・処理、電子政府関連、エレクトロニック・コマース、ERP、SCM、GIS等〕

(3) エンジニアリング分野

〔設計、技術計算、分析、研究、生産等〕

(4) ソーシャル／ライフ分野

〔福祉、教育・エデュケーション、教養・自己啓発、環境、家庭、健康等〕

あらゆる分野でコンピュータが利用されるようになり、複雑な業務についても迅速、的確に処理できるソフトウェアが開発されるようになって参りまし

た。コンピュータを容易に低価格で使えるようにするため、汎用性のあるソフトウェアがわが国でも数多く販売されることが期待されています。

このような期待に応えるため、汎用ソフトウェアの開発意欲を高めることにより、多くの良質なソフトウェア製品の供給を推進し、利用者の関心を高めつつ、利用の促進を図り、さらに、ソフトウェア・プロダクト市場の拡大及び充実を促進するため、本財団はソフトウェア・プロダクトの表彰制度を平成元年から実施しております。

コンピュータ利用分野の新たな開拓、今後の情報





化社会の先導、コンピュータ利用の高度化、社会公共活動等に貢献し、そして今後の発展、拡張が見込まれるソフトウェア・プロダクトを表彰いたします。

大型汎用機からパソコンまで、いろいろなコンピュータで利用できる各種基本ソフトウェアからアプリケーション・ソフトウェアまで、広く販売されている汎用ソフトウェアを対象にしております。

- 申請書提出締切：平成15年6月20日（金）
- 選定結果発表：平成15年10月中旬（予定）

●申請料：無料

<申請書請求先>

[<http://www.softic.or.jp/spoty/>] 又は
財団法人 ソフトウェア情報センター (SOFTiC)
「イヤー係」

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
Tel (03)3437-3071 Fax (03)3437-3398
e-mail : shima@softic.or.jp

2. SOFTICセミナー開催案内

SOFTICでは、ソフトウェア等の権利保護やソフトウェア・プロダクトに関して、話題となるテーマを選び、セミナーを開催しております。

今回は、下記のような内容にてセミナーを開催いたします。ぜひ、ご応募ください。

<http://www.softic.or.jp/seminar/>

(*関係団体におかれましては、上記アドレスにリンクをお張りいただければ幸いです。)

1. セミナー名：「オープンソースソフトウェアの動向と法的問題」
2. 開催日時：平成15年6月20日(金)13:30~16:30
3. 会場：弁護士会館 講堂「クレオ」
(〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3)
4. 内容

Linuxを始めとするオープンソースソフトウェアは、近年、欧米各国の企業や政府、地方自治体などの公的な機関において急速にその採用が拡まっています。また、日本国内においても、政府や地方自治体での採用が拡がる気運にあり、IT業界においてはビジネスとしてのオープンソースソフトウェアの活

用について関心が高まっております。

しかしながら、GPLに代表されるオープンソースソフトウェアのライセンス契約には不明確な部分が多く、その使用にあたってどのような法的問題が発生するかが分かり難く、その使用が躊躇される面もあります。

そこで、今回オープンソースソフトウェアに詳しいお二人をお招きし、最近のオープンソースソフトウェアの動向とオープンソースソフトウェアを活用するにあたって考慮しなければならない法的な問題について解説して頂きます。

5. 講師：比屋根一雄氏 三菱総合研究所 情報環境研究本部 情報技術研究部 数理解析技術チーム チームリーダー 主任研究員

<http://oss.mri.co.jp/>

岡村 久道氏 弁護士（岡村・堀・中道法律事務所）近畿大学（産業法律情報研究所）兼任講師 奈良先端科学技術大学院大学講師

<http://www.law.co.jp/>

6. 定員：150名

7. プログラム

時間	内 容
13:00	開場
13:30~13:35	主催者挨拶
13:35~14:35	・オープンソースソフトウェアの動向（比屋根一雄氏）
14:35~14:50	休憩
14:50~16:00	・オープンソースソフトウェアの法的問題（岡村 久道氏）
16:00~16:30	質疑応答

8. 参加料金：SOFTIC賛助会員（¥5,000）、一般およびSLN会員（¥10,000）

9. お問い合わせ先

（財）ソフトウェア情報センター「SOFTICセミナー」係

TEL：03-3437-3071、FAX：03-3437-3398、

E-mail：seminar@softic.or.jp

URL：http://www.softic.or.jp/seminar/

3. 平成15年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 応募受付開始！

○期間：各コースの表に記載。時間：午後1時30分から4時30（休憩・質疑応答含む）

○場所：紀尾井町剛堂会館ビル 会議室（スクール形式）

○定員：49名（先着順）

■Aコース（会員7万円、一般11万円 A・B一括申込：会員12万円、一般18万円）

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	6月25日(水)	知的財産権法の概論 ：工業所有権および著作権の意義・目的	美勢 克彦 (弁護士)
第2回	7月2日(水)	日本著作権法の概論 ：著作権法の解説	茶園 成樹 (大阪大学教授)
第3回	7月9日(水)	ソフトウェア契約(1) ：ソフトウェア著作権と契約	宮下 佳之 (弁護士)
第4回	7月23日(水)	ソフトウェア契約(2) ：主なソフト契約の種類とその内容	大谷 和子 (株)日本総合研究所)
第5回	9月10日(水)	ソフト特許の概説 ：審査基準を中心に	三品 岩男 (弁理士)
第6回	9月24日(水)	特許の出願実務 ：出願手続全般についての解説	土井 健二 (弁理士)
第7回	10月9日(木)	ソフトウェア等の保護の国際動向 ：欧米・国際機関による取組みの解説	亀井 正博 (富士通(株))

■Bコース（会員6万円、一般10万円 A・B一括申込：会員12万円、一般18万円）

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	2004年 1月14日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例 ：主な日米の判例の解説を中心に	梶山 敬士 (弁護士)
第2回	1月28日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル ：各種ソフトウェア取引のトラブル事例の法的検討	吉田 正夫 (弁護士)
第3回	2月12日(水)	ソフトウェア特許の侵害論 ：ビジネス方法特許、ネットワークの利用と権利侵害等	水谷 直樹 (弁護士)
第4回	2月25日(水)	不正競争防止法の解説 ：営業秘密、技術的制限手段等	小川 憲久 (弁護士)
第5回	3月10日(水)	関連する諸問題 ：知的財産権と独占禁止法	大澤 恒夫 (弁護士)
第6回	3月17日(水)	パブリシティの権利 ：氏名、肖像、物及び契約	龍村 全 (弁護士)

■短期集中コース（会員4万円、一般6万円）

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	10月21日(火)	ソフトウェアと企業法務 ：著作権、契約等	大野 幸夫 (新潟大学教授)
第2回	10月22日(水)	ソフトウェアと特許 ：制度の概要、特許取得の方法、企業としての取り組み等	岩本 康隆 (弁理士)
第3回	10月23日(木)	ソフトウェアと契約 ：使用許諾、開発委託等	小倉 秀夫 (弁護士)
第4回	10月24日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法 ：不公正取引、ガイドライン等	石田 英遠 (弁護士)

○ お問い合わせ

(財)ソフトウェア情報センター／入門講座係 Tel 03-3437-3071 Fax 03-3437-3398 E-mail nyumon@softic.or.jp URL http://www.softic.or.jp/
--

4. 平成15年度事業計画及び収支予算

平成15年3月24日に開催されました通常理事会において、当財団の平成15年度事業計画及び収支予算が決定されました。平成15年度事業計画及び収支予算の概要は次のとおりです。

○平成15年度事業計画（概要）

厳しい経済環境が続く中でも、世界規模でいわゆるIT革命は進行している。21世紀はユビキタス・ネットワークの時代とも言われており、経済社会におけるソフトウェア等情報財の重要性は益々高まると予想される。このような状況を踏まえ、本財団としてはソフトウェア等情報財の権利保護と流通・利用促進を図るための基盤整備において、積極的に貢献していくこととする。

他方、本財団の運営については、近年の我が国の経済状況や産業界の状況を反映して、収支面で極め

て厳しいものがある。こうした状況に鑑み、先ずは一層の経費節減に努めると共に運営基盤の強化を目指して関係方面のご支援、ご協力を引き続き得つつ事業内容の見直しと新たな事業展開に早急に着手することとする。

平成15年度は、このような本財団の置かれている状況を踏まえ、情報化のための基盤整備を促進すべく以下の事業を実施する。

1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

(1) ソフトウェア知的財産の戦略的活用に係る法的課題の調査研究及び情報提供

①調査研究

IT社会での企業活動、企業戦略の中で経済財

として重要性を増しているソフトウェア知的財産の戦略的活用に関し、学識経験者、産業界の専門家から構成する委員会を設けて法的課題の調査研究を行う。

(a) 著作権関連

ソフトウェア等に関する関連情報を広範囲に収集し、内外の判例等を研究することにより国際的動向を把握し、調査研究を行う。

(b) 特許関連

ソフトウェア関連発明に関して、特に権利行使等の問題について調査研究を継続して進めるとともに、ビジネス方法特許を巡る内外の動向の把握に努める。

(c) 情報技術の発展に対応した法制度のあり方
将来を展望しつつ長期的視点に立って、情報技術の発展に対応した法制度のあり方に関する調査研究を行う。

②情報収集及び海外調査

前記の調査研究を進めるに当たって、必要な情報を国内外の文献、データベース、インターネット等により収集するとともに、海外に研究員を派遣して諸外国の法制度及び運用状況についてその実態や動向を把握する。

③情報提供及び普及啓発

上記の調査研究や情報収集及び海外調査の結果を、ニューズレター、関連資料入手案内、報告書等にまとめて広報するとともに、その一部をSOFTICホームページに掲載することにより幅広く情報提供を行う。さらに、時宜にあったテーマによるセミナーや研修会の開催、成果の出版等を行うなど普及啓発を積極的に行う。

(2) ソフトウェア等の法的保護に関する国際シンポジウムの開催

コンピュータ・ソフトウェア等の法的保護のあり方を国際的調和を図るという観点から検討するとともに、国際的相互理解を深めるために、各国の産業界、法曹界、学界、官界で活躍されている方々が実証的な討議を行う国際シンポジウムを開催する。

2. ソフトウェア・プロダクトに関する流通促進及び調査研究

(1) ソフトウェア・プロダクト流通促進事業

①ソフトウェア関連の情報提供

閲覧室を設置し、本財団が実施した各種調査研究の成果物をはじめ、プログラム著作物の登録情報及び内外のソフトウェアの法的保護に関

する資料等について拡充整理し、一般への利用に供する。また、SOFTICホームページを通じてこれらの情報の提供を行う。

②ソフトウェア・プロダクトの表彰

ソフトウェア・プロダクトの開発意欲を高め、市場の活性化を図るために、関係機関の協力を得て優良なソフトウェア・プロダクトを選定して表彰する。

③プログラム準備金制度廃止後の経過措置処理

プログラム準備金制度の廃止後の経過措置に伴う変更等の受付処理を行う。

(2) ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・プロダクトの流通を促進するため、当制度の一層の普及に努めるとともにエスクロウ・エージェント業務を継続して実施する。

(3) ソフトウェア仲裁機関業務の実施

ソフトウェアを巡る紛争処理に仲裁制度を活用するソフトウェア仲裁機関業務について環境整備を図る。

(4) ソフトウェア・プロダクトに関する調査研究及び情報提供

①ソフトウェアの契約に関する調査研究

ソフトウェア取引にかかる諸問題（ASPサービスに関する取引等）について国内外の判例等の事例を中心に検討を行い、ソフトウェア契約のあり方について調査研究を行う。

②ソフトウェアの契約に関する情報提供

これまでの調査研究の報告書をソフトウェア取引に携わる者を中心に提供する。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

特許庁の先行技術調査に用いるコンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）構築に協力するため、ソフトウェアプロダクトに関する調査研究の一環として、コンピュータソフトウェア（ビジネス、ゲーム関連分野を含む）に関連する非特許文献（マニュアル、単行本、雑誌、学会論文誌、企業技報等）を収集し、これら文献に検索キー（CSターム）を付与し、フリーワードの抽出や抄録の作成を行い、それら文献の一次文献情報及び解析情報を電子化情報として作成する。

平成15年度は、8,100冊の文献を収集し、40,517件の電子化情報を作成する。

また、平成15年度に予定されているCSDBの外部公開に向けて、平成15年度収集する文献のうち特許

庁が著作物利用許諾を得たものについてはその許諾情報を電子化情報に取り込む。

4. プログラムの著作物に関する登録

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づきプログラムの著作物の登録事務を実施する。さらに、登録された情報に関する官報公示、年報の発行、検索サービス等の情報提供を行う。また、プログラム登録の申請に必要な提出資料であるプログラム著作物の複製物について、文化庁のご指

導を得て電子媒体化を検討する。

○平成15年度収支予算（概要）

以上の事業を実施するために、当期支出ベースで一般会計178,165千円、登録特別会計29,938千円、ソフト特許特別会計690,415千円、合計898,518千円(前年度と比べて32,824千円増)。また、当期収入ベースでは各137,239千円、29,938千円、670,415千円、合計837,592千円となり、平成15年度は収入不足となるため前期繰越収支差額を取り崩し対応する。

5. 理事会及び評議員会の開催報告

平成15年3月24日（月）に、理事34名の出席のもとに理事会が、評議員43名の出席のもとに評議員会が開催されました。議事の概要は次のとおりです。

桑形 松夫 久保田 裕
吉田 豊麿 梶山 敬士
吉田 正夫

(1) 第1号議案「理事及び監事の選任」（評議員会議案）について、則近専務理事から次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任理事 斎田 信明 新任理事 黒田 明雄
田中 達雄 武田 貞生
中市 聡 林 喬
藤森 聿子 吹譯 正憲
榊本 晃章 八木 信人

退任監事 新 欣樹 新任監事 羽山 正孝
(2) 第2号議案「評議員の委嘱」（理事会議案）について、則近専務理事から次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退 任 畔上 勝 委 嘱 大島 哲也
天野 吉和 大森 陽一

(3) 第3号議案「平成15年度事業計画及び収支予算」（理事会及び評議員会議案）について則近専務理事から説明があり、また、特許庁総務部特許情報利用推進室長 上野 信 氏から関連説明があった。審議の結果、「平成15年度事業計画書及び収支予算書」を借入金限度額を5億円とすることを含めて原案どおり全員異議なく承認可決した。

(4) 第4号議案「役員在任年齢に関する規程」（理事会及び評議員会議案）について則近専務理事から説明があり、原案どおり全員異議なく承認可決した。

(5) 来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課長 嶋田 隆 氏及び文化庁長官官房著作権課長 岡本 薫 氏からご挨拶があった。

6. 「プログラム開発準備金制度」の廃止について

平成15年度税制改正にともない「プログラム等準備金制度」（旧租税特別措置法第20条の2、第57条）が廃止されます。これにより今後のプログラム等準備金制度の取扱は以下のとおりになります。

(1) 準備金の積立可能期間

現行租税特別措置法では、昭和62年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度に

おいて、プログラム等準備金を積立てることが可能とされている。3月決算の企業の場合、平成15年3月期が準備金を積み立てられる最後の事業年度となり、それ以降の積立が出来ない。

それ以外の決算期企業における最終事業年度終了日は下表のとおりである。

プログラム等準備金を積立てることが可能な最終事業年度終了日（決算月別）

決算期	4月決算	5月決算	6月決算	7月決算	8月決算	9月決算
最終事業年度終了日	H15.4.30	H15.5.31	H15.6.30	H15.7.31	H15.8.31	H15.9.30
決算期	10月決算	11月決算	12月決算	1月決算	2月決算	
最終事業年度終了日	H15.10.31	H15.11.30	H15.12.31	H16.1.31	H16.2.29	

(2) 準備金の取り崩し方法

既に積み立てた準備金の取り崩し方法については、制度廃止後も従来どおり4年間据え置き、その後4年間を限度して1/4ずつ取り崩すことが可能です。

今後は、次の会社につきまして、限定的にプログラム登録・延長の受付を行います。

* 決算月が平成15年5月～平成16年2月までの事業者で準備金を積み立てる企業。

平成15年度の受付（延長申請：有効期限の一ヶ月前の下記の月に手続き）

4月1日～4月14日（注・平成15年5月、6月、7月が決算月の場合はこの期を逃すと、その年度は準備金の積み立てが出来ません）

7月1日～7月14日（注・平成15年8月、9月、10月が決算月の場合はこの期を逃すと、その年度は準備金の積み立てが出来ません）

10月1日～10月14日（注・平成15年11月、12月、平成16年1月が決算月の場合はこの期を逃すと、その年度は準備金の積み立てが出来ません）

平成16年2月が決算月の場合はお問合せ下さい。

* 変更等につきましてはお問合せ下さい。

問合せ先 財団法人ソフトウェア情報センター
担当：島崎

tel:(03)3437-3071 fax:(03)3437-3398

e-mail: shima@softic.or.jp

7. プログラム著作物登録の申請状況

平成14年度のプログラム著作物登録の申請件数は、6年ぶりに増加して対前年度24%増となった。

登録の種類別にみると、「創作年月日の登録」は暫く減少傾向にあったがこの2年連続して増加傾向に転じている。

又、「著作権の登録」についても増加しており、そ

の中で特に「著作権譲渡の登録」が大幅に増加した。

このことは、企業活動の中において「著作権譲渡の登録」をすることにより第三者対抗要件を得てプログラム著作物の権利保全を図る等プログラム著作物の知的財産権としての認識が定着しつつあることを反映しているものと考えられる。

1. 平成14年度 総申請件数 577 件

2. 年度別申請件数

(1) 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	7,383
第一発行年月日等の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	7	3	163
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	1,011
計*	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	8,575

(2) プログラムの分類別申請件数

分類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	1,576
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	2,471
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	3,916
計*	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	7,963

* 同一のプログラムで複数の申請があった場合には、プログラムの分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として集計するため登録の種類別とプログラムの分類別とで合計の値が異なる。

3. 平成14年度登録の種類別申請件数

登録の種類	14年度件数	14年度構成比	13年度件数	13年度構成比
創作年月日の登録	438	75.9%	369	79.2%
第一発行年月日等の登録	3	0.5%	7	1.5%
実名の登録	0	0.0%	0	0.0%
著作権の登録	136	23.6%	90	19.3%
著作権譲渡	67	11.6%	35	7.5%
質権設定 (*1)・抹消 (*2)・変更	(*2) 38	6.6%	(*1) 37	7.9%
変更・更正	29	5.0%	18	3.9%
嘱託 (差押・差押抹消)	2	0.3%	0	0.0%
合 計	577	100.0%	466	100.0%

(*1) 根質権設定も含む

(*2) 根質権抹消も含む

4. 平成14年度プログラムの分類別申請件数

プログラムの分類	14年度件数	14年度構成比	13年度件数	13年度構成比
システムプログラム	38	8.1%	50	12.5%
汎用アプリケーションプログラム	108	23.1%	81	20.2%
特定用途向アプリケーションプログラム	321	68.7%	270	67.3%
合 計	467	100.0%	401	100.0%

8. CSDB事業の概況

当財団の附属機関であるソフトウェア特許情報センターは、平成9年度より、特許庁の先行技術調査に用いるコンピュータソフトウェアデータベース (CSDB)構築に協力するため、コンピュータソフトウェア (ビジネス、ゲーム関連分野を含む) に関連する非特許文献 (マニュアル、単行本、雑誌、学会論文誌、企業技報等) を収集し、解析 (検索キー (CS

ターム) 付与、フリーワード抽出、抄録作成) し、それら文献の一次文献情報及び解析情報を電子化情報として特許庁に納品してきている。

これまでに作成された電子化情報の年度別作成件数は以下のとおりであり、これら総数は平成14年度末で196,724件に至っている。

CSDB電子化情報の年度別作成状況

(単位：件数)

文献種別	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	累 計
マニュアル	2	4,602	4,513	3,211	3,911	4,362	20,601
単 行 本	305	208	387	1,689	989	538	4,116
雑 誌	4,513	18,758	18,656	19,260	19,764	23,584	104,535
学会論文誌	1,336	11,370	12,133	11,910	11,420	8,218	56,387
団体機関誌	0	0	0	0	578	36	614
企業技報	1,319	2,562	2,212	1,830	1,238	1,162	10,323
学会予稿集	1	52	29	22	22	22	148
合 計	7,476	37,552	37,930	37,922	37,922	37,922	196,724

平成15年度のCSDB事業については、以下のとおり、計画している。

(1) 非特許文献の収集

前年度と同様に、通常のコンピュータソフトウェア関連文献に加え、コンピュータゲームソフトウェア関連文献及びビジネス特許関連文献の収集を行うことにより、CSDB収録文献のなお一層の充実を図る。

このため、CSDB検討委員会を引き続き設置・開催し、同委員会の審議を経て、8,100冊の非特許文献を収集する。

平成15年度収集冊数（予定）

文 献 種 別	冊 数
マ ニ ュ ア ル	3,483
単 行 本	430
雑 誌	1,599
学 会 論 文 誌	717
団 体 機 関 誌	8
企 業 技 報	201
学 会 予 稿 集	17
抽出済み文献(件)*	1,645
合 計	8,100

*「抽出済み文献」とは、特許庁において審査資料として利用されている雑誌、学会論文誌、企業技報等から抽出された文献（記事）をいう。

(2) 解析及び電子化情報の作成

前年度と同様に、収集文献からCSDB構築に必要な有用記事の抽出及びその解析を行い、イメージデータ等の一次文献情報、解析結果等の二次文献情報を電子化情報として作成する。

本年度は、特に、雑誌類から抽出される有効記事数が近年増大してきていることに伴い、その解析件数を増大する。

平成15年度電子化情報の作成件数（予定）

文 献 種 別	件 数
マ ニ ュ ア ル	4,383
単 行 本	517
雑 誌	27,937
学 会 論 文 誌	6,338
団 体 機 関 誌	48
企 業 技 報	1,277
学 会 予 稿 集	17
合 計	40,517

(3) CSDBの外部公開に係る著作物利用許諾情報の取り込み

特許庁は、今後、これまで蓄積したCSDBの書誌事項等に係る電子データを「特許電子図書館（IPDL）」を通じて公開する予定であるが、それら一次文献及び抄録についても、平成15年度以降に収集される文献を対象に、著作物利用許諾依頼を行うこととし、それにより許諾が得られたものについては、その後、順次、公開をしていく予定である。

そのため、平成15年度以降収集する文献のうち、特許庁が著作物利用許諾を得たものについては、その許諾情報をCSDB電子化情報に取り込んでいく。

以上のとおり、ソフトウェア特許情報センターでは、CSDBに有用な文献を収集し、解析し、これら電子化情報を作成してきたところですが、従来より、収集文献の一部については、企業、関連団体等から直接寄贈していただいたものもあれば、特許庁に寄贈されたものを借用させていただいたものもあり、これらによってCSDBの充実が図られてきています。

これまでご協力いただきました企業、関連団体等の皆様には、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

また、今後は、文献収集と併行して、特許庁による著作物利用許諾依頼があらたに加わりますので、これも含めて、関係者の皆様にはなお一層のご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

9. 新規賛助会員のご紹介

株式会社 ビーエスアイ
住 所 〒164-0012東京都中野区本町1-32-2
ハーモニータワー20階

TEL 03-5354-1660
代 表 者 代表取締役社長 吉 野 眞
入会年月日 平成15年 4 月22日

10. 寄稿「井の中の……」

財団法人ソフトウェア情報センター 特別研究員
紀尾井坂法律特許事務所 弁護士 小川 憲久

昨年からなぜか海外出張が多く続いてきた。昨年2月のタイとマレーシアから始まって、米国、ブラジル、スイス、米国、香港、更に今年の3月に香港、深圳、広州、上海と続いた。そのせいか、11月には体調を崩して国際シンポジウムで皆様にご迷惑をかける結果となった。勿論、私も吉田先生の言う珍種に属するといわざるを得ないので、出張は収入に全く結びついていない。それでも何とかやっているのであまり文句はないのだが。

今年3月の中国はSARS騒動が勃発する直前であったから、実は既に患者はでていた時期であった。勿論、全く知らずに香港から陸路で深?に入り、更に広州から上海に行った。帰国して花粉症がでたが、肺炎にはなっていないので感染はしなかったということであろう。

ところで、広州は中国第3の都市で、人口は1000万人、高層ビルも東京と変わらない。

深圳の高層ビル群も香港に劣らない。上海は北京より大きく2000万人を超える人口を抱え、文字通り発展はめざましい。10年ほど前にSOFTiCの日中セミナーの一員として上海を訪れたときには、上海西側にある虹橋国際空港から所々未舗装の渋滞の中を町中に入った記憶があるが、現在の浦東国際空港は上海市内の東50km、浦東地区にあり、高速道路が町中を迂回して蘇州、無錫から南京に通じている。町中へは片側4車線の道路が通じ、東京の首都高速道路のように高架で上海市の中心部をめぐっている。

又、リニアモーターカーがほぼ完成していて、まもなく空港から市内まで15分程度で結ばれる。市内

と運河を挟んだ浦東西側ではビルが林立し、世界第4の高さの高層ビルもあるお台場のような景観である。10年前は自転車が雲霞の如く走っていたが、今は乗用車である。市内中心部の南京路は2年ほど前から歩行者天国となっており、観光客でにぎわい、その中をトラムが巡回している。3年ほど前にも上海を訪れたが、その時とも全く異なる大都市となっている。ビル建設は未だに続いていて、ちょうど、東京がバブルの最中であつたときに似ている。上海の労働者の所得は東京の10分の1程度であるにもかかわらず、東京とさほど変わらない値段の高級衣料や日本より高い乗用車が飛ぶように売れているという。生活面でもバブルの様相を呈している感もある。しかし、人々から感じるエネルギーは10年前と変わらない。それは深圳、広州でも同様である。更には、クアラルンプールやサンパウロでも人々のエネルギーを強く感じるし、景観は東京と違いがない。そして、日本に帰国すると、喧騒が無くほっとすると共に、パワーが失われてしまっているような不安感も生ずる。我々は、数字の上で先進国だと思込んでいるにすぎないのではないか。知らぬ間に中国や東南アジア、ブラジルのような途上国に背中を押されるほどに接近されているのではないかと感じられるのである。そして、それを製造産業の海外移転が後押ししている。香港は中国貿易のハブ機能が低減することを見越して、観光と金融の中心となることによって生き残りを図っていると聞いた。シンガポールも同様である。日本は何によって生き残るのか。知的財産大綱は基本的に20年前の米国戦略と同様であろう。アメリカンスタンダードで日本は生き残れるのか。まだまだ大丈夫との認識は井の中の蛙にすぎない。

SOFTiC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTiC NEWS 2003年4月 (No.35)
発行 財団法人ソフトウェア情報センター
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTiC)
発行人 則近 憲佑
問い合わせ先 事務局 橋爪、島崎
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398
Web Site <http://www.softic.or.jp/> E-mail: staff@softic.or.jp